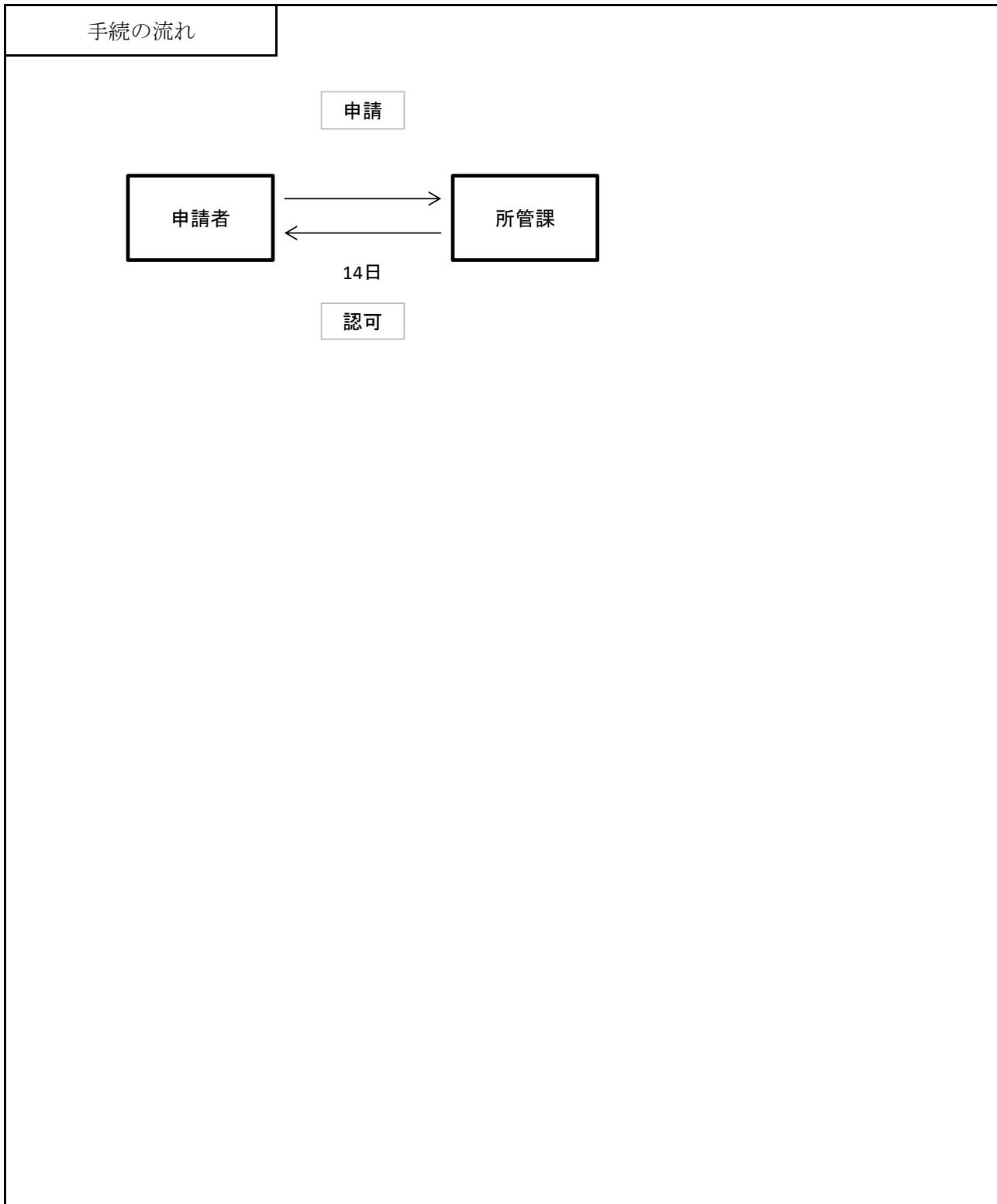


審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 20

処 分 名	土地区画整理組合の解散の認可	
処 分 の 概 要	土地区画整理組合の解散を認可する。	
根 抱 法 令 名	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）	
条 項	第45条第2項	
所 管 課	市街地整備課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		14日
標準処理期間	計	14日
審査基準	未設定	
【根拠法令等】 土地区画整理法 (解散) 第四十五条 組合は、左の各号に掲げる事由に因り解散する。 一 設立についての認可の取消 二 総会の議決 三 定款で定めた解散事由の発生 四 事業の完成又はその完成の不能 五 合併 六 事業の引継 2 組合は、前項第二号から第四号までの一に掲げる事由により解散しようとする場合においては、その解散について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。